

軽自動車税（種別割）の減免申請受け付けのお知らせ

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免制度があります（自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません）。

対象者および範囲

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満	本人または生計を一にする方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者 精神障害者	本人または生計を一にする方	本人
		生計を一にする方または常時介護する方

- 対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限り、かつ、
- 障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場に限り、かつ、
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所（☎029-892-6111）へお問い合わせください。

問い合わせ先・申し込み先
役場税務課 町民税係 ☎68-2211
(内線203・204)

持ち物チェック！ 手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- 車検があるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税（種別割）納税通知書（納めないでください）
- 納税義務者の印鑑（スタンプ式は不可）
- 障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税（種別割）納税通知書を受け取られてから、納期限**6月1日（月）**まで。

対象となる障害の程度

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級～4級の各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	1級～6級の各級	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	1級～3級の各級および5級	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級	特別項症から第4項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級～6級の各級	
心臓機能障害		1級および3級	特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
免疫機能障害		1級～3級の各級	
肝臓機能障害			
療育手帳		〔A〕または〔A〕	
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	

申請に必要なもの（各区分共通）

- ①対象者の健康保険証
 - ②印鑑（スタンプ式不可）
 - ③本人または保護者名義の預金通帳もしくはキャッシュカード
 - ④マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード・通知カード）
- ①～④（各区分共通）のほかに、
- 妊産婦の方…母子健康手帳
 - ひとり親家庭の方…戸籍
 - 重度心身障がい者の方…身体障がい者手帳など障害の程度を証明する書類
- など対象区分により必要な書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。



マル福制度

医療福祉費支給制度（マル福）のご案内
問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係 ☎68-2211 (内線177)

医療福祉費支給制度をご存知ですか？

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、健康保険が適用となる医療機関などでの入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

次のいずれかに該当となる方には、「医療福祉費受給者証」を交付していただきますので、まだ申請をしていない方は、役場保険年金課にお越しください。

制度区分	対象者の区分	所得制限	対象となる方と対象期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、県の制度は入院のみ助成
	ひとり親家庭の母子・父子		離婚、死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方とそのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで（子が重度障害に該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで）助成しています。
	重度心身障がい者		①身体障がい者手帳1級・2級の方または内部障害を理由とする3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたは④に該当される方 ③障害年金1級を受け取っている方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級に該当される方など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療保険被保険者』に限り対象となります。
町の制度	特例小児	なし	①出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ②中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

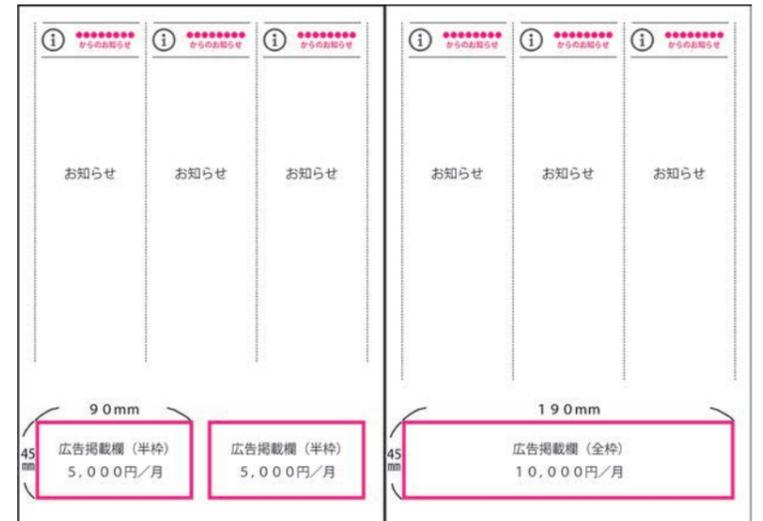
広報紙有料広告を募集!

町では、民間事業活動の活性化や新たな財源確保を目的に、広報紙に有料広告を掲載しています。毎月、約7,000部を発行し、町内全戸配布を行っています。広報紙に広告を掲載することによって、大きな宣伝効果が期待できます。ぜひ、毎月発行する「広報とね」に広告を掲載して、あなたのお店や会社をPRしてみませんか？

申し込み要項

- 発行部数：約7,000部
配布方法：全世帯各戸配布および各施設配布
掲載色：2色（白・黒）
規格および掲載料（1カ月あたり）
- | | 半枠 | 全枠 |
|-----|-----------|------------|
| 規格 | 45mm×90mm | 45mm×190mm |
| 掲載料 | 5,000円 | 10,000円 |
- 申し込み方法：申込書と広告案を、直接役場総務課までご提出ください。（遠方の場合は郵送でも可）
申し込み期限：原則広報発行月の4カ月前の月末（例：5月号掲載希望の場合、1月末までに申し込み）

▼広告掲載例



問い合わせ先・申し込み先 役場総務課 秘書広聴係 ☎68-2211 (内線314)

※詳細については、問い合わせ先までご連絡ください。